

住民主体の地域福祉活動のこれから

～地域福祉活動計画策定以降、住民の活動から見てきたこと～

平成27年の介護保険法改正により元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支える仕組みづくりとして始まった生活支援体制整備事業。狭山市では10地区中7地区で、住民主体の組織(第2層協議体)が立ち上がり、居場所づくりや生活支援サービス、介護予防、研修会、広報活動など様々な活動に取り組んでいます。各地の第2層協議体が定着する中、地域福祉活動計画策定以降、これまでの活動を振り返り、これからの住民主体の地域福祉活動について一緒に考えてみませんか？



坪井 真 氏

(作新学院大学女子短期大学部
幼児教育科 教授)



日時

12.19 金

15:00～16:30

※開場14:30～

【会場】狭山市市民交流センター
1階 コミュニティホール

【定員】40名

【申込】電話、下記Eメールまたは申込み用
2次元フォームからお申込みください。

TEL:04-2954-0294

Eメール:daihyou@sayama-shakyou.or.jp

※メールでのお申込みの際は件名に
「地域福祉フォーラム」と明記してください

申込み用2次元フォームはコチラ→



【お申込み・お問い合わせ】

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

〒350-1305 狭山市入間川2-4-13 狭山市社会福祉会館内

TEL:04-2954-0294(代表) FAX:04-2954-4343

ホームページ:<https://www.sayama-shakyou.or.jp/>